

# 定 款

昭和 29 年	3 月 31 日	認 可	(厚生省兵社	第 69 号)
昭和 41 年	3 月 2 日	一部変更認可	(厚生省社庶	第 54 号)
昭和 45 年	2 月 16 日	〃 〃	(厚生省社	第 107 号)
昭和 46 年	7 月 6 日	〃 〃	(厚生省社	第 353 号)
昭和 47 年	4 月 15 日	〃 〃	(厚生省社	第 358 号)
昭和 48 年	8 月 3 日	〃 〃	(厚生省社	第 718 号)
昭和 50 年	11 月 19 日	〃 〃	(厚生省社	第 960 号)
昭和 54 年	6 月 29 日	〃 〃	(厚生省社	第 593 号)
昭和 61 年	8 月 18 日	〃 〃	(厚生省社	第 808 号)
昭和 64 年	1 月 5 日	〃 〃	(兵庫県指令地福	第 41 号の 45)
平成 2 年	3 月 23 日	〃 〃	(兵庫県指令地福	第 41 号の 83)
平成 5 年	3 月 31 日	〃 〃	(兵庫県指令地福	第 41 号の 57)
平成 7 年	4 月 18 日	〃 〃	(兵庫県指令地福	第 41 号の 6)
平成 10 年	12 月 22 日	〃 〃	(神保総監認可	第 26 号)
平成 11 年	9 月 20 日	〃 〃	(神保総監認可	第 27 号)
平成 12 年	2 月 22 日	〃 〃	(神保総監認可	第 4 号)
平成 13 年	5 月 10 日	〃 〃	(神保総監認可	第 5 号)
平成 16 年	4 月 21 日	〃 〃	(神保総監受	第 2 号)
平成 18 年	12 月 14 日	〃 〃	(神保総監受	第 44 号)
平成 22 年	5 月 26 日	〃 〃	(神保総監認	第 7 号)
平成 22 年	7 月 29 日	〃 〃	(神保総監認	第 24 号)
平成 24 年	6 月 28 日	〃 〃	(神保総監認	第 12 号)
平成 27 年	6 月 5 日	〃 〃	(神保総監認	第 2 号)
平成 29 年	2 月 28 日	〃 〃	(神保総監認	第 94 号)

# 社会福祉法人 海光園定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人サービスセンターの経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 海光園という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員10名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員会選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が390,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9 名
  - (2) 監事 2 名
- 2 この法人に理事長 1 名及び常務理事 1 名を置く。
  - 3 常務理事をもって社会福祉法第 4 5 条の 1 6 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第 28 条 この法人に相談役及び顧問を若干名おくことができる。

- 2 相談役・顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事長の要請により会議等に出席し、また、意見を述べ、助言をあたえることができる。

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言をあたえることができる。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地、37番地1所在の鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根5階建 養護老人ホーム処遇用及び管理用  
1棟 (1階 床面積 796.33 m<sup>2</sup> 2階、3階、4階、各階 床面積 678.82 m<sup>2</sup> 5階 床面積 64.47 m<sup>2</sup>)
  - (2) 兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地、湊川町10丁目28番地1所在の鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付6階建の1階及び2階部分  
特別養護老人ホーム処遇用及び管理用  
1棟 (1階専用部分 床面積 171.38 m<sup>2</sup>) (2階部分 床面積 1,084.71 m<sup>2</sup>)  
(1階共有部分 床面積 456.46 m<sup>2</sup>)  
(海光園持分 1,672分の1,249 神戸市持分 1,672分の423)
  - (3) 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目28番12 (宅地 64.63 m<sup>2</sup>)
  - (4) 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目28番16 (宅地 4,136.48 m<sup>2</sup>)
  - (5) 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目28番17 (宅地 625.99 m<sup>2</sup>)
  - (6) 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目28番18 (宅地 1,013.42 m<sup>2</sup>)
  - (7) 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目28番地16所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 特別養護老人ホーム ケアハウス処遇用及び管理用  
1棟 (1階 床面積 1,107.95 m<sup>2</sup>) (2階 床面積 1,262.73 m<sup>2</sup>) (3階 床面積 1,261.01 m<sup>2</sup>) (4階 床面積 1,045.93 m<sup>2</sup>) (5階 床面積 1,045.93 m<sup>2</sup>)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業及び第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。



(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神戸市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神戸市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者向公営住宅シルバーハイツ菊水の生活援助員業務の事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 地域包括支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 貸家業

(2) 貸駐車場業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 39 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第 10 章 解 散

(解 散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神戸市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神戸市長に届け出なければならない。

## 第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人海光園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする

理 事 中 地 熊 造

〃 石 橋 誠

〃 戸 田 亨

〃 山 口 勝 彌

〃 赤 崎 寅 蔵

〃 堀 内 長 栄

監 事 檜 崎 猪 敏

理 事 小 西 良 平

〃 桐 山 宇 吉

〃 森 脇 甚 一

# 社会福祉法人 海光園

## 役員等報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人海光園(以下「当法人」という)定款第21条および第8条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第16条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000 円 但し、当分の間月額 300,000 円とする。
常務理事	月額 400,000 円 但し、当分の間就業規則・給与規定を適用する。
理事	月額 就業規則・給与規定を適用する。

別表 2 (常勤役員等の賞与)

7 月の賞与	従業員の支給基準を適用する。
12 月の賞与	従業員の支給基準を適用する。

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 1.0$
---

\* 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割とする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	25,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

## 社会福祉法人 海光園 評議員選任・解任委員会運営細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人 海光園 定款第6条3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会(以下「選任等委員会」という)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 社会福祉法人 海光園(以下「当法人」という)選任等委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

### (選任等委員会の構成等)

第3条 選任等委員会の委員(以下「委員」という)は理事会が選任する。

2 選任等委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む)の業務執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族
- 3 委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

### (委員の任期及び改選)

第4条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 委員の改選に当たっては、この規定に従い、理事会において新たに委員を選任する。ただし、再任を妨げない。

### (委員に欠員が出た場合の措置)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに第3条に基づいて、新たな委員を選任しなければならない。

### (委員の解任)

第6条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。



- (1) 職務上の義務に違反し、又職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

第7条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て、理事長が決める。
- 3 委員には、その職務をおこなうために要する費用を弁償することができる。  
この場合の支給基準については、理事会の決議を経て、理事長が決める。

(招集通知)

第8条 理事長は、選任等委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく選任等委員会を開催することができる。

(評議員候補者名簿の提出及び情報提供)

第9条 理事会は選任等委員会に次項で規定する事項を記載した評議員候補者名簿を提出する。

2 理事長は選任等委員会に対して、前項の候補者の氏名、年齢、住所、経歴、現職(兼職状況を含む)、社会福祉法人第40条の規定に該当しない旨及び当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

3 理事長は、選任等委員会に対し、次の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員会の権限
- (2) 評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容

(議長)

第10条 選任等委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第11条 選任等委員会は、理事会より提出された評議員候補者について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第 12 条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、選任等委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 選任等委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 選任等委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(選任等委員会の決議方法)

第 13 条 選任等委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

2 前項前段の規定にかかわらず、前条に規定する評議員の解任については、出席委員の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 14 条 選任等委員会は、議事終了後速やかに、議事録を作成し、出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録の保存期間は 10 年とする。

(細則の改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(事務局)

第 16 条 委員会の事務局は、当法人の本部がこれに当たる。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。